

困ったら 一人で悩まず

行政相談

**さいたま一日合同行政相談所の開催**

—平成25年10月17日(木)—

関東管区行政評価局では、行政相談週間行事の一環として、10月17日(木)に、国の行政機関、地方公共団体、弁護士・税理士などの機関等にご参加いただいて「さいたま一日合同行政相談所」を開設し、当日ご来場の皆さまから直接、国や地方公共団体の仕事などに関するご相談を「ワンストップ」で受け付けます。

登記や戸籍、税金、賃金、雇用保険、道路、年金、相続・遺言などのご相談に限らず、行政に対する様々なご意見・ご要望などもお受けします(参加予定機関等は別紙参照)。

**■会場：浦和コルソ 7階ホール**

(JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線浦和駅西口近く)

**■受付時間：10月17日(木) 10時15分から15時30分****【行政相談週間について】**

総務省では、10月21日(月)から27日(日)までの一週間を「行政相談週間」として、行政相談制度を広く国民の皆様にご理解いただき、その利用促進の図るため、街中の身近な場所にワンストップの「一日合同行政相談所」を開設するなど、全国各地で各種の行事やPR活動を集中的、重点的に実施します。

埼玉県内では、さいたま市のほか、春日部市(10月8日)、川口市(12月13日)でも一日合同行政相談所を開設いたします。



昨年(さいたま市)の相談所の様子

**《問い合わせ先》**

総務省 関東管区行政評価局 行政相談課

担当：菊地、富田

048-600-2311 (直通)

# ～ 会場までのアクセス ～

◎JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線浦和駅西口近く



## さいたま一日合同行政相談所

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| ① 日時                            | 平成 25 年 10 月 17 日（木）10：30～16：00（受付は 10：15～15：30 まで）  |
| ② 会場                            | 浦和コルソ 7 階ホール（さいたま市浦和区高砂 1-12-1）  |
| ③ 主な相談内容<br>及び参加予定機関<br>(19 機関) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路（国道）に関する相談（関東地方整備局）</li> <li>・ 登記、戸籍、人権擁護に関する相談（さいたま地方法務局）</li> <li>・ 労働に関する相談（埼玉労働局）</li> <li>・ 環境に関する相談（関東地方環境事務所）</li> <li>・ 国民年金、厚生年金に関する相談（浦和年金事務所）</li> <li>・ 郵便、簡易保険等郵政に関する相談（日本郵便株式会社関東支社）</li> <li>・ 県の業務に関する相談（埼玉県）</li> <li>・ 市の業務に関する相談（さいたま市）</li> <li>・ 人権擁護に関する相談（埼玉県人権擁護委員連合会）</li> <li>・ 生活保護などに関する相談（さいたま市民生委員児童委員協議会）</li> <li>・ 相続、離婚など法律問題に関する相談（埼玉弁護士会）</li> <li>・ 公正証書に関する相談（埼玉公証人会）</li> <li>・ 土地・建物などの登記、多重債務に関する相談（埼玉司法書士会）</li> <li>・ 税金に関する相談（関東信越税理士会埼玉県支部連合会）</li> <li>・ 年金・社会保険に関する相談（埼玉県社会保険労務士会）</li> <li>・ 行政手続に関する相談（埼玉県行政書士会）</li> <li>・ マンション管理に関する相談（首都圏マンション管理士会）</li> <li>・ その他、国の行政に関する相談（埼玉行政相談委員協議会）</li> <li>・ その他、国の行政に関する相談（関東管区行政評価局）</li> </ul> |



## <参考>「行政相談」とは？

総務省の行政相談は、国の行政についての苦情、意見・要望などをお聴きし、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行い、苦情などの解決や要望などの実現を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度及び運営の改善にいかしています。

### ○ 「どのような業務が対象なの？」

行政相談の対象範囲は、以下のとおり、国の行政全般にわたっています。

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ① 国の行政機関が実施する業務                                | ⇒例：国道、年金、登記など   |
| ② 独立行政法人、特殊法人などの業務                             | ⇒例：電話、高速道路など    |
| ③ 法定受託事務（法令により地方公共団体（都道府県、市町村）が実施するとされている国の業務） | ⇒例：戸籍、パスポート発行など |
| ④ 国の委任または補助を受けて行われている業務                        |                 |

したがって、「行政について苦情がある」、「こうしてほしい」、「行政機関の説明や対応に納得できない」、「どこに相談したらよいかわからない」などということがあれば、行政相談を御利用ください（相談は無料です、秘密は厳守します）。

### ○ 「どこで聞いてくれるの？」

#### ① 管区行政評価局・行政評価事務所

総務省は、各都道府県庁所在地に、管区行政評価局・行政評価事務所を設置し、行政相談を受け付けています。埼玉県内には、「関東管区行政評価局」が設置されています。

○総務省 関東管区行政評価局（首席行政相談官室）

〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階

電話：おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん 0570-090110（全国共通番号）

FAX：048-600-2336

インターネット（相談受付専用）：「行政相談受付」で検索

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

○さいたま総合行政相談所（JR 武蔵浦和駅南ビル「マーレ」2階）

○東京総合行政相談所（西武池袋本店7階）

#### ② 行政相談委員

全国の市町村には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」（全国で約5,000人、埼玉県内には183人）が配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活躍しています。

行政相談委員が開設している相談所については、関東管区行政評価局やお近くの市役所・町村役場までお尋ねください。

## 平成 24 年度 関東管区行政評価局行政相談業務活動実績

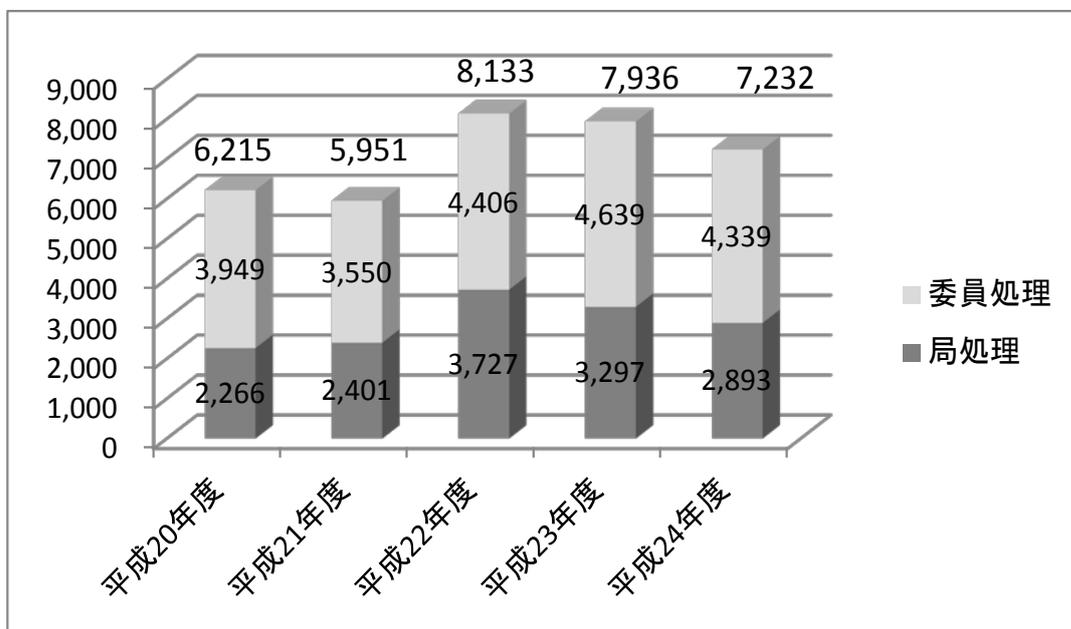
### 1 行政相談処理件数

#### (1) 行政相談処理件数の推移（平成 20～24 年度）

平成 24 年度の相談総処理件数は 7,232 件であり、平成 20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 7,059 件を上回っているものの、前年度（7,936 件）と比較すると 704 件（前年度比 8.9%）減少しています。

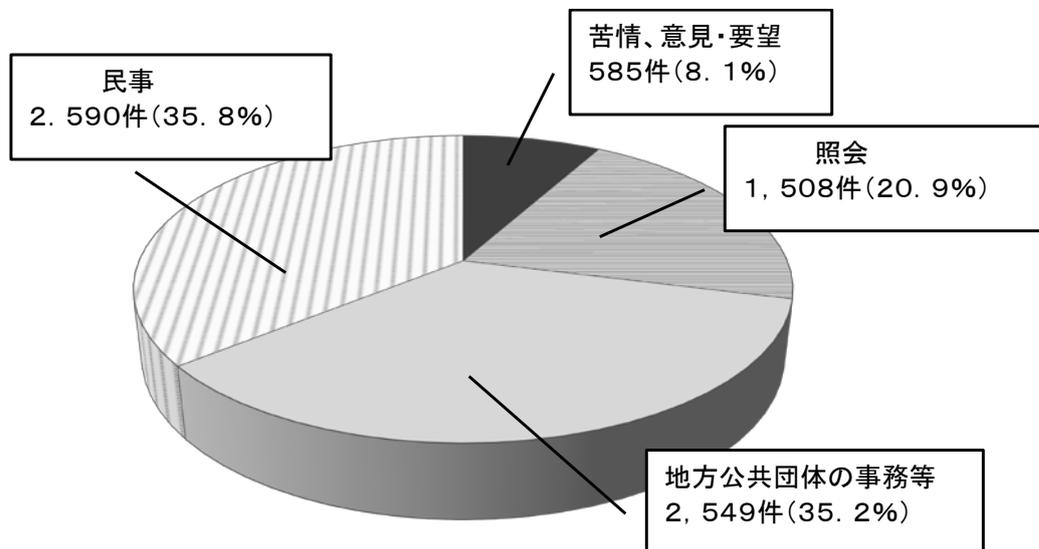
このうち、当局の処理件数は 2,893 件で、20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 2,923 件を下回っており、前年度（3,297 件）と比較して 404 件（前年度比 12.3%）減少しています。

また、委員の処理件数は 4,339 件で、20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 4,136 件を上回っているものの、前年度（4,639 件）と比較して 300 件（前年度比 6.5%）の減少となっています。



## (2) 事案分類別処理件数(平成 24 年度)

平成 24 年度の相談件数 7, 232 件の事案分類別件数内訳は、国の行政に対する苦情、意見・要望が 585 件(8. 1%)、行政の制度・手続等の照会が 1, 508 件(20. 9%)、地方公共団体の事務等が 2, 549 件(35. 2%)、民事が 2, 590 件(35. 8%)となっています。



## (3) 苦情、意見・要望の主な分野別処理件数(平成 24 年度)

平成 24 年度に苦情、意見・要望事案として処理した 585 件のうち、件数が多い順にその行政分野別をみると、社会福祉 65 件、医療保険・年金 64 件、雇用 51 件、電波・通信 25 件、郵政 22 件となっています。

